



第20回事故防止誌上講習

危険な自転車運転事故が急増

今回は自転車に関わる事故について記してみようと思います。交通事故の当事者では自転車側に7割方何らかの過失があるといわれています。

本年6月17日付日本経済新聞朝刊に「**信号無視や無灯火走行… 危険自転車 検挙急増 08年送検、49%増の1,211件 悪質運転 厳しく対処**」と大きな見出しで載っていました。

警察庁のまとめによりますと自転車の運転者が信号無視などの交通違反で警察に検挙される事例が急増しており、因みに08年は全国で約1,200件と07年に比し、約5割増加。節約や「エコ」志向を背景に自転車を通勤に利用する動きが広がってきており、同庁は危険・悪質な運転は厳しい姿勢で臨むよう都道府県警に指示しているとのこと。

昨年、全国で自転車運転者を道交法違反の容疑で検挙・送検した件数は1,211件で前年対比49%増、うち罰金などの刑事処分の対象となる赤切符は903件、残りは事故を起こすなどした事例。内訳は信号無視が前年対比27%増、警報機が鳴っているのに踏み切りの遮断機を潜り抜けたりする無理な立ち入りが246件と4.2倍に増え今年に入っても依然として減る傾向はなく増加傾向を示しています。

自転車の3大違反運転は「**信号無視**」、「**踏み切りへの無理な立ち入り**」、「**無灯火**」で上記に対する違反はより一層厳しい取り締り等がなされることとなります。また歩道で自転車を猛スピードで走らせたりする行為も厳しく取り締まられます。

つい先日も大阪で自転車と老女が接触し同女が転倒、後日死亡したというニュースが報じられ、自転車の運転者は一旦振り向いたが、そのまま走り去ってしまったとのことで、ひき逃げ事件で捜査されることと

なります。被疑者が逮捕されれば**刑法第211条後段「重過失傷害致死罪」**で送検されます。

高齢者は自転車にはねられたりすると重傷になり易く、場合によっては死亡に至るケースもあり、侮れません。一方、若い人は運動神経も活発に働き、危険を感じたら避けることが可能で、転倒したりすることが少ないので大怪我をすることがあまりないのですが、高齢者は身体機能の衰えからそういうことが出来にくくなっているのです。

歩行者、自転車、二輪車、自動車の立場で生まれてこのかた「交通ルールを破ったことがない」と断言できる人は誰一人としていないはずです。またトラックや自家用自動車を運転していて歩道から急に自転車が横断歩道を渡ってきて「ヒヤリ・ハット」した方も多いと思います。自転車は歩行者に比べスピードが出ている分、より危険率が高いと思われます。トラックドライバーの皆さんは運転免許証を持っておられ、道交法は充分知っておられるわけですから、自転車に乗られる時は車のドライバーの立場になって自転車を操作してください。

最後になりますが、冒頭、自転車との事故では7割方自転車側に何らかの過失があると記しました。そこで損害賠償事件において過失相殺される自転車側の主な過失は次のとおりです。

- ①無灯火 ②斜め横断 ③傘差し片手運転
- ④不安定走行 ⑤併進



トラックドライバーの皆さん！
車に乗るときも自転車に乗るときも充分注意して事故の当事者にならないように祈念いたします。